

平成24年11月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 条 例 案 」 41件	
1	秋田市公文書管理条例を設定する件	○設定理由 市の公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存および利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市民に市の諸活動を説明する責務を全うするため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 市の機関は、経緯も含めた意思決定の過程等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、一定事項について文書を作成しなければならないこととともに、公文書等の管理の方法、保存期間が満了したときの移管の手続等について規定する。 2 市が設立した地方独立行政法人は、市の機関に準じ適正な法人文書の管理を行わなければならないこととする。 3 特定歴史公文書等の利用の請求およびその対象、実費の負担、請求の決定に係る異議申立て等について規定する。 4 公文書管理委員会の委員、任期等および公文書管理委員会に諮問する事項について規定する。 5 公社等の公的団体は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理をするよう努めなければならないこととする。 6 その他公文書等の管理に関し必要な事項を規定する。 ○施行期日 平成26年4月1日から。ただし、公文書管理委員会の設置に関する規定は平成25年4月1日から。条例の施行に関

		し必要な経過措置を規定する。
2	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	○改正理由 秋田公立美術工芸短期大学の廃止に伴い、職員の定数を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 秋田公立美術工芸短期大学の職員の定数を削る。 ○施行期日 平成25年4月1日から
3	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 市長の期末手当額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成24年12月まで延長する。 2 市長の給料月額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成25年4月30日まで延長する。 ○施行期日 平成24年12月1日から
4	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	○改正理由 秋田公立美術工芸短期大学の廃止に伴い規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 秋田公立美術工芸短期大学の廃止に伴い、教育職給料表(1)を廃止するとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
5	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの

		○改正要旨 1 教育長の期末手当額の５％を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成24年12月まで延長する。 2 教育長の給料月額額の５％を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成25年４月30日まで延長する。 ○施行期日 平成24年12月１日から
6	公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例を設定する件	○設定理由 公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）に係る重要な財産を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 法人が譲渡等をするときに市長の認可を受けなければならない重要な財産は、予定価格又は適正な見積価額が2,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件5,000㎡以上に限る。）もしくは動産又は不動産の信託の受益権とする。 ○施行期日 平成25年４月１日から
7	公立大学法人秋田公立美術大学への職員の引継ぎに関する条例を設定する件	○設定理由 公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）への職員の引継ぎに係る市の内部組織を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 法人の成立の日に当該法人の職員となる市の内部組織は、秋田公立美術工芸短期大学（事務局および附属図書館を除く。）とする。 ○施行期日 平成25年４月１日から
8	秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 障害者自立支援法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、指定障害福祉サービスの事業の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事

		情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき指定障害福祉サービスを提供すること等とする。 2 次に掲げる指定障害福祉サービス事業等の基本方針および人員、設備、運営等に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）について規定する。 (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護 (2) 療養介護 (3) 生活介護 (4) 短期入所 (5) 重度障害者等包括支援 (6) 共同生活介護 (7) 自立訓練（機能訓練） (8) 自立訓練（生活訓練） (9) 就労移行支援 (10) 就労継続支援A型 (11) 就労継続支援B型 (12) 共同生活援助 3 多機能型、一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
9	秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 障害者自立支援法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、指定障害者支援施設の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき施設障害福祉サービスを提供すること等とする。 2 指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から

10	秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 障害者自立支援法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき障害福祉サービスを提供すること等とする。 2 次に掲げる障害福祉サービス事業の基本方針ならびに設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 (1) 療養介護 (2) 生活介護 (3) 自立訓練（機能訓練） (4) 自立訓練（生活訓練） (5) 就労移行支援 (6) 就労継続支援A型 (7) 就労継続支援B型 3 多機能型に関する特例等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
11	秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 障害者自立支援法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活等を営むことができるよう、利用者の創作的活動等および社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行うものでなければならないこと等とする。 2 地域活動支援センターの設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。

		○施行期日 平成25年4月1日から
12	秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 障害者自立支援法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、福祉ホームの設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活等を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室等を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行うものでなければならないこと等とする。 2 福祉ホームの設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
13	秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 障害者自立支援法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、障害者支援施設の設備等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき施設障害福祉サービスを提供すること等とする。 2 障害者支援施設の設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
14	秋田市指定障害福祉サービス事業者および指定障害者支援施設の指定の申請者等に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5	○設定理由 障害者自立支援法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの

	月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○要旨 指定障害福祉サービス事業者および指定障害者支援施設の指定の申請者等の基準は、原則として法人であることとするもの（厚生労働省令と同一の内容） ○施行期日 平成25年4月1日から
15	秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 生活保護法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、救護施設等の設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 救護施設、更正施設、授産施設および宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、入所者等に対し、健全な環境の下で社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならないこととする。 2 救護施設等の設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から
16	秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、指定居宅サービスの事業の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこと等とする。 2 次に掲げる指定居宅サービス事業の基本方針および人員、設備、運営等に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション

		(5) 居宅療養管理指導 (6) 通所介護 (7) 通所リハビリテーション (8) 短期入所生活介護 (9) 短期入所療養介護 (10) 特定施設入居者生活介護 (11) 福祉用具貸与 (12) 特定福祉用具販売 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
17	秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこと等とする。 2 次に掲げる指定介護予防サービス事業の基本方針ならびに人員、設備、運営および介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 (1) 介護予防訪問介護 (2) 介護予防訪問入浴介護 (3) 介護予防訪問看護 (4) 介護予防訪問リハビリテーション (5) 介護予防居宅療養管理指導 (6) 介護予防通所介護 (7) 介護予防通所リハビリテーション (8) 介護予防短期入所生活介護 (9) 介護予防短期入所療養介護 (10) 介護予防特定施設入居者生活介護 (11) 介護予防福祉用具貸与 (12) 特定介護予防福祉用具販売 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

18	秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成23年法律第37号）等に伴い、指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、食事等の介護、相談等の日常生活上の世話および療養上の世話等を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならないこと等とする。 2 指定介護老人福祉施設の設備の基準のうち一の居室の定員は、1人とする。ただし、ユニット型を除く指定介護老人福祉施設において、市長が認める場合は、4人以下とする（ただし書については市独自）。 3 1および2のほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
19	秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、介護老人保健施設の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療および日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を

		目指すものでなければならないこと等とする。 2 介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
20	秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成23年法律第37号）等に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこと等とする。 2 次に掲げる指定地域密着型サービス事業の基本方針および人員、設備、運営等に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 夜間対応型訪問介護 (3) 認知症対応型通所介護 (4) 小規模多機能型居宅介護 (5) 認知症対応型共同生活介護 (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (8) 複合型サービス ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
21	秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨

	関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	1 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこと等とする。 2 次に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業の基本方針ならびに人員、設備、運営および介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 (1) 介護予防認知症対応型通所介護 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
22	秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 老人福祉法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならないこと等とする。 2 特別養護老人ホームの設備の基準のうち一の居室の定員は、1人とする。ただし、ユニット型および地域密着型を除く特別養護老人ホームにおいて、市長が認める場合は、4人以下とする（ただし書については市独自）。 3 1および2のほか、特別養護老人ホームの人員、設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

23	秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 老人福祉法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 養護老人ホームは、処遇計画に基づき、社会復帰の促進および自立のために必要な指導その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならないこと等とする。 2 養護老人ホームの設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
24	秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 社会福祉法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活に不安がある者で、家族による援助が困難なものを入所させ、食事の提供、相談等の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならないこと等とする。 2 軽費老人ホームの設備および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

25	秋田市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者等に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 介護保険法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請者の基準は、原則として法人であることとするもの （厚生労働省令と同一の内容） ○施行期日 平成25年4月1日から
26	秋田市手数料条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 薬事法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、薬局の開設の許可申請等に係る手数料を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 新たに薬局開設許可申請手数料、薬局製造販売医薬品の製造販売業許可申請手数料等を定めるとともに、規定を整備する。 （秋田県と同額） ○施行期日 平成25年4月1日から
27	秋田市医療法施行条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 医療法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。 （秋田県の基準と同一の内容） ○施行期日 平成25年4月1日から
28	秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成23年政令第407号）：平成23年12	○改正理由 食品衛生法施行令の一部改正（平成23年政令第407号）に伴い、食品衛生検査施設の設定および職員の配置に関する基準を定めるとともに、規定を整備するため、改正し

	月21日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	ようとするもの ○改正要旨 1 食品衛生検査施設には、理化学検査室、微生物検査室等を設けることとする。 2 食品衛生検査施設には、純水装置、定温乾燥器等を備えることとする。 3 食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。 (厚生労働省令と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から
29	秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号):平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 旅館業法の一部改正(平成23年法律第105号)に伴い、旅館業を営む施設について営業者が講ずべき衛生措置の基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○改正要旨 1 旅館業の営業の許可について、一定の社会教育施設等と近接している場合にこれを与えないことができることとなる当該近接する社会教育施設等は、図書館、博物館等とする。 2 旅館業を営む施設の設置の許可に関し、社会教育施設等への影響について意見を求める者を規定する。 3 旅館業を営む施設について営業者が講ずべき衛生措置の基準を規定する。 4 営業者が宿泊を拒むことができる事由について規定する。 (秋田県の基準と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から
30	秋田市理容師法施行条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号):平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 理容師法の一部改正(平成23年法律第105号)に伴い、理容師が理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 理容師が理容所以外の場所で業を行うことができるのは、演劇等の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に理

		容を行う場合および社会福祉施設、矯正施設等に入所している者に対して理容を行う場合とする。 2 理容師が理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準を規定する。 3 理容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準を規定する。 (秋田県の基準と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から
31	秋田市美容師法施行条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号):平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 美容師法の一部改正(平成23年法律第105号)に伴い、美容師が美容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 美容師が美容所以外の場所で業を行うことができるのは、演劇等の発表会等に出演する者に対してその出演の直前に美容を行う場合および社会福祉施設、矯正施設等に入所している者に対して美容を行う場合とする。 2 美容師が美容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準を規定する。 3 美容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準を規定する。 (秋田県の基準と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から
32	秋田市興行場法施行条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号):平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 興行場法の一部改正(平成23年法律第105号)に伴い、興行場の設置の場所に関する基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 興行場を設置する場合の場所、構造設備および衛生に必要な措置の基準を規定する。 2 市長は、屋外興行場、臨時興行場等に

		ついて衛生上支障がないと認める場合は、 1 の基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。 (秋田県の基準と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から
33	秋田市公衆浴場法施行条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 公衆浴場法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、公衆浴場の設置の場所の配置基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 公衆浴場を設置する場合の場所の配置基準を規定する。 2 公衆浴場の営業者が講ずべき衛生および風紀に関し必要な措置の基準を規定する。 3 個室に入浴設備を設ける公衆浴場等について営業者が講ずべき衛生および風紀に関し必要な措置の基準を規定する。 4 市長は、常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場その他衛生上および風紀上支障がないと認める公衆浴場については、2 の基準の一部に関する特例を設けることができることとする。 (秋田県の基準と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から
34	秋田市クリーニング業法施行条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 クリーニング業法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、クリーニング業を営む施設について営業者が講ずべき衛生措置の基準等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 クリーニング業を営む施設について営業者が講ずべき衛生措置の基準等を規定する。 (秋田県の基準と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から

35	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 児童福祉法の一部改正（平成23年法律第105号）に伴い、児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 助産施設、母子生活支援施設および保育所（以下「児童福祉施設」という。）の入所者が、衛生的な環境において、健やかに育成されることを保障するための最低基準を規定する。 2 母子生活支援施設および保育所は、施設の運営のより一層の健全化を図るため、各施設の長を置くこととする。 3 保育所の乳児室の面積は、ほふくしない乳幼児1人につき1.65平方メートル以上とし、ほふく室の面積は、ほふくする乳幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。 4 全ての保育所に医務室を設けることとする。 5 2から4までのほか、児童福祉施設の設備および運営に関する基準について規定する。 （厚生労働省と同一の内容） ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置および特例措置を規定する。
36	秋田市保育所設置条例の一部を改正する件	○改正理由 港北保育所の民間移行に伴い、同保育所を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 港北保育所の項を削る。 ○施行期日 平成25年4月1日から
37	秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令（平成23年政令第363号）：平成23年11月28日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正（平成23年政令第363号）に伴い、市の風致地区内における建築等の規制について定めるため、この条例を設定しようとするもの

		るもの ○要旨 1 風致地区内において、あらかじめ市長の許可を受けなければならない建築物等の新築その他の行為について規定する。 2 国土保全施設等に係る行為又は道路等の設置等に係る行為で規則で定めるものについては、市長の許可等を要せず、あらかじめ市長に通知しなければならないこととする。 3 許可に関する基準および条件について規定する。 (秋田県の基準と同一の内容) 4 この条例に違反した者への監督処分、罰則等について規定する。 5 その他必要な事項を規定する。 ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
38	秋田市営住宅条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 公営住宅法の一部改正（平成23年法律第37号）等に伴い、市営住宅の入居収入基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 市営住宅に係る入居収入基準を改めるとともに、単身者が入居することができる要件等について規定する。 (秋田県の基準と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
39	秋田市営住宅等の整備基準を定める条例を設定する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○設定理由 公営住宅法の一部改正（平成23年法律第37号）に伴い、市営住宅等の整備基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 市営住宅等の敷地の位置は、入居者の日常生活の利便等を考慮して選定することとする。 2 住棟その他の建築物は、良好な居住空

		間の確保等を考慮して配置することとする。 3 住宅には、防火等のための適切な措置を講ずることとする。 4 市営住宅の一戸の床面積の合計等について規定する。 5 住戸内の各部には、高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずることとする。 6 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性等の確保を図るための措置を講ずることとする。 7 その他共同施設の整備基準等について規定する。 (秋田県の基準と同一の内容) ○施行期日 平成25年4月1日から
40	秋田公立美術工芸短期大学条例を廃止する件	○廃止理由 秋田公立美術大学の開学に伴い、秋田公立美術工芸短期大学を廃止するため、廃止しようとするもの ○施行期日 平成25年4月1日から
41	秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例の一部を改正する件	○改正理由 秋田公立美術大学の開学に伴い、秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院（以下「附属高等学院」という。）の名称を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 条例の題名を「秋田公立美術大学附属高等学院設置条例」に改める。 2 附属高等学院の名称を「秋田公立美術大学附属高等学院」に改める。 ○施行期日 平成25年4月1日から。名称の改正に伴い関連する条例の一部を改正し、規定を整備する。

「 単 行 案 」 3 件	
42	平成24年度秋田市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について承認を求める件 ○衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の施行に要する経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・ 専決処分年月日 平成24年11月21日 ・ 補 正 額 105,713千円 ・ 補正後の一般会計予算額 122,054,626千円 ※専決処分した理由 衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の施行に要する経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
43	公立大学法人秋田公立美術大学に承継させる権利を定める件 ○公立大学法人秋田公立美術大学に承継させる権利を定めるため、議会の議決を求めようとするもの ※提出根拠法：地方独立行政法人法第66条第1項および地方独立行政法人法施行令第9条
44	市道路線を認定する件 ○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・ 認定路線 4 路線 延長 267.2m ・ 認定後の市道路線延長約 1,989.6 k m ※提出根拠法：道路法第8条第2項
「 予 算 案 」 1 4 件	
45	○資料別紙
46	
47	

48	平成24年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
49	平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第3号）の件	
50	平成24年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件	
51	平成24年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件	
52	平成24年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件	
53	平成24年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	
54	平成24年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件	
55	平成24年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件	
56	平成24年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	
57	平成24年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	
58	平成24年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	

「 追加提案 」	
「 人 事 案 」 3 件	
59	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 ○人権擁護委員山本尚子氏の任期満了（平成25年 3 月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期 3 年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第 6 条第 3 項
60	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 ○人権擁護委員高井志津子氏の任期満了（平成25年 3 月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期 3 年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第 6 条第 3 項
61	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件 ○人権擁護委員今野謙氏の任期満了（平成25年 3 月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期 3 年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第 6 条第 3 項